



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次

○ 監査公表

監査公表第6号
監査公表第7号

監査公表

和歌山県監査公表第6号

平成21年11月16日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 須 川 倍 行
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 総務部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 消耗品の物品調達伺書を起案した職員が、納品検査も行っていたので、平成21年1月5日付提出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(行政経営改革室)

イ 個人県民税を除く県税の収入率は、98.4%と前年度に比べて0.2ポイント改善し、収入未済額も約1億68万円減少するなど県税徴収対策本部での徴収目標の設定及び進行管理の徹底、滞納処分の強化及び滞納整理の早期着手等の組織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税の収入率は、税源移譲による調定額の増加もあり、93.0%と前年度に比べて0.6%悪化しているため、市町村への職員派遣及び地方税法第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後とも市町村と連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

(税務課)

ウ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付提出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(市町村課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 平成21年1月5日付提出納室長通知による事務の流れを周知し、物品調達伺書を起案した職員以外の職員が納品検査を行うよう改善を行った。

(行政経営改革室)

イ 次の改善を行った。

(ア) 県税徴収対策本部の設置

平成15年度から毎年度設置して徴収目標を策定し、その達成に向け進行管理を徹底している。

(イ) 非常勤職員の配置

平成21年度においては和歌山県緊急雇用創出事業特例基金を活用し、14名を納税促進員として雇用し、自動車税を中心に電話催告、文書催告等の滞納整理の初動態勢を強化した。

(ウ) 税収確保に向けた市町村との連携

県と市町村が参加する税収確保に向けた研究会を開催し、滞納整理の活動方針や具体的内容を検討した。また、市町村との共同事業（合同公売、共同催告、滞納整理強化月間の設定、ショッピングセンターでの休日納税窓口開設等）を実施した。

(エ) インターネット公売の実施

平成18年度より実施しているインターネット公売については、本年度はこれまでに5回実施し、動産及び不動産合わせて79件を出品し、65件を公売した。

(オ) 市町村へ県の徴税吏員を派遣

県税務職員を市町村（平成21年度9市町村）に派遣し、市町村の滞納整理の強化を支援している。

(カ) 地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施

平成17年度から全県税事務所で実施中である。平成21年度は、6千3百万円余を引き受け、12月末現在での収入率は15.0%である。

(税務課)

ウ 納品検査を行う職員に当該通知内容の周知徹底を図り、押印者以外の職員による確認を行うよう改善を行った。

(市町村課)

2 企画部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月24日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当5,098円が支給されていたので返還措置を講じられたい。

(企画総務課)

(イ) 和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋とにかけて消印をしなければならないが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(文化国際課)

(ウ) 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(調査統計課、地域づくり課)

イ 検討事項

(ア) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

(イ) コスモパーク加太の未利用地(894,780㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(コスモパーク加太対策室)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 平成21年7月22日に5,098円の戻入の手続を行い、平成21年7月23日に当該職員より返還済である。「超過・休日勤務命令簿兼振替等整理簿」の記載方法に関して、具体的な記載事例を示す等職員に対して適正な事務手順の周知徹底を図っている。

(企画総務課)

(イ) 旅券に関する消印漏れがないよう、毎日2名体制で確認をしている。

(文化国際課)

(ウ) 平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、納品検査時に提出された納品書に受付印及び個人印を押印する旨を課員に周知徹底を図り、適切に処理を行っている。

(調査統計課、地域づくり課)

イ 検討事項

(ア) 跡地の一部については、白浜警察署及び白浜消防署の移転先に決定しているほか、白浜町では隣接する平草原公園と併せてバラの植栽を実施している。跡地全体については、工業学校生徒による電気自動車競技会等の暫定利用に加えて、広域防災拠点とし

て有効に活用されている。引き続き、紀南地域の活性化のため地元と連携して取り組んでいく。

(企画総務課)

(イ) コスモパーク加太において、企業誘致や防災対策用地としての利活用を進めるとともに、長期的な展望の中での公共施設用地としての活用も検討している。

企業誘致については、商工観光労働部と連携して取り組んでおり、また、防災対策用地としては、平成21年2月に県の広域防災拠点として選定され、その一環として、ヘリポートの整備を行っているところである。

(コスモパーク加太対策室)

3 環境生活部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 学習セミナーを開催するに際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(環境生活総務課)

(イ) 産業廃棄物不適正処理及び廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成20年度末で、約11億2,100万円となっている。

早期の回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理をされたい。

(廃棄物対策課)

(ウ) 1泊2日の担当者会議出席に際し、主催者が宿泊施設を指定し、また、昼食を提供しているにもかかわらず、旅費を全額支給しているため、職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)の規定に基づき、適切な措置を講じられたい。

(廃棄物対策課)

(エ) 育成講座等を開催するに際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(青少年・男女共同参画課)

(オ) 指導者研究集会出席に際し、主催者が昼食を提供しているにもかかわらず、旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(食品・生活衛生課)

(カ) 海南市への出張で、乗り合わせの徹底がなされていない事例があったので注意されたい。

(食品・生活衛生課)

イ 検討事項

紀南版フェニックス事業の早期進捗に向け、リーフレットの配布、地元への説明会、関係市町と連携しながらの地区住民への個別交渉を行うなど、事業の早期進捗に向けた対策が講じられているが、今後も引き続き、廃棄物最終処分場の早期建設のため、状況の打開に向けたより一層の対応策を検討されたい。

(循環型社会推進課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 外部講師への旅費の支給については、昼食の提供について確認を徹底し、日当調整等重複支給が生じないよう適切な執行に努めている。

(環境生活総務課)

(イ) 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っている。今後も、債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、適正な債権管理を行っていく。

(廃棄物対策課)

(ウ) 重複支給した旅費について返還措置を行った。

(廃棄物対策課)

(エ) 外部講師への旅費の支給については、昼食の提供について確認を徹底し、日当調整等重複支給が生じないよう適切な執行に努めている。

(青少年・男女共同参画課)

(オ) 重複支給した旅費について返還措置を行った。

(食品・生活衛生課)

(カ) 職員等の旅費に関する規則等の遵守を徹底した。

(食品・生活衛生課)

イ 検討事項

平成21年10月21日に、田辺市秋津川地区の現地調査受入れ表明により、最終候補地5か所すべてが調査受入れを表明したことになり、現地調査を進める。

(循環型社会推進課)

4 福祉保健部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月24日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約3,859万円であり、前年度に比し、約182万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

(ウ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約1,245万円であり、前年度に比し、約225万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(エ) 母子寡婦福祉貸付金の未償還金については、平成20年度末で約4,133万円であり、前年度に比し、約244万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(オ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成20年度末で約1,767万円であり、前年度に比し、約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(カ) 和歌山県証紙規則第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋とにかけ消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(長寿社会課)

(キ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約1,622万円であり、前年度に比し、約176万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、入所時における納入指導を行うとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(ク) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金につい

ては、平成20年度末で約292万円であり、前年度に比し、約1万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(ケ) 特別障害者手当の未収金については、平成20年度末で約225万円であり、前年度に比し、約40万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(コ) 身体障害者介助犬給付事業の返還金(50万円)について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(障害福祉課)

(サ) 心身障害者扶養共済金の未収金(約13万円)について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(障害福祉課)

(シ) 郵便切手類使用簿について、和歌山県物品管理等事務規定(昭和39年和歌山県訓令第20号)で指定された様式でないものを使用し、また、検印がされていないので適切に処理されたい。

(障害福祉課)

(ス) 旅行命令及び旅費支出において、7時30分出発で早朝出発の加算がされていたものが1件あったので、加算額については返還手続をされたい。

(医務課)

(セ) 財団法人和歌山県民総合健診センター及び財団法人結核予防会和歌山県支部が、検診車及びその予備車を保管するために県有地を使用しているが、行政財産の使用許可がされていないので、今後、適切な事務処理をされたい。

(健康づくり推進課)

(ソ) 県の重要物品である検診車について、活用されていないものは適切な措置を講じるようにされたい。

(健康づくり推進課)

(タ) 切手使用簿で検印がされていないので適切に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

イ 検討事項

旧六星寮の土地の有効活用を図るよう検討されたい。

(障害福祉課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給の防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置づけ取り組んでいる。

各振興局においても被保護者に対して収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防ぐとともに、課税状況調査については、過払いを少なくするため6月に実施するよう指導している。

また、未納者に対しては、家庭訪問を通じてその世帯の実情を把握し、一括返還が困難な場合には、世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還の指導を行うなど、ねばり強い指導を継続している。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金について、本人(連帯保証人)の自宅に電話しても通じず、ファックスにて連絡をいただきたい旨の文書を送付しても返信がない状況の中、本人及び連帯保証人の住民票の写しによる所在確認を行ったところ、本人の住所地の変更が確認されたため、新住所地へ督促状を郵送するとともに、訪問したが、再度、別の住所地へ転出されていた。

また、連帯保証人の自宅(本人の旧住所地)を訪問し、連帯保証人の妻(本人の母)に両氏の所在及び電話番号を確認したが、音信不通であり不明とのことであった。

(福祉保健総務課)

(ウ) 滞納者の生活実態の把握に努め、分納指導を行うなど、滞納者の実情に合わせた償還指導を行っている。また、生活困窮により分納が困難な滞納者に対しては、債務を承認させる等の時効の中断措置を行っている。

生活困窮等でやむをえず、時効が完成したものについては、不納欠損処分を行い、適切な債権管理に努めている。

(子ども未来課)

(エ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話及び文書による催告に加えて、母子福祉指導員及び振興局の母子自立支援員等により、夜間及び休日においても自宅等を訪問して償還指導を行い、未償還金の債権管理に努めるとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行う等の適正な債権管理に努めている。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、それぞれの未償還者

の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未償還金の回収に努めている。

(子ども未来課)

(オ) 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対して定期的に文書及び電話により催告を行うとともに、母子福祉指導員を中心に夜間及び休日においても自宅訪問を実施する等の未収金の回収に努めている。

さらに、各振興局及び市町村の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努めており、返済に際しては、必要に応じて分割納付の方法をとるなど、それぞれの未納者の実情に合わせた回収を行うとともに、時効等で債権が消滅し、徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行う等の適正な債権管理に努めている。

また、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請及び現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するなど、受給者の制度への理解を深めるよう、事務指導監査及び研修会を通じて市町村担当職員にお願いしている。

(子ども未来課)

(カ) 該当の証紙には、直ちに消印を行うとともに、確認を徹底した。

(長寿社会課)

(キ) 滞納者については、家庭が生活困窮に陥っていたり、入所者本人の障害基礎年金を親が管理し、生活費や借金返済に充てているというケースが多く、未収金回収は、困難を極めているのが現状である。

なお、平成18年10月からの障害児施設入所に係る契約制度の導入に伴い、措置入所が大幅に減少していることから、新たな未収金の発生も減少することが見込まれるが、今後も入所時の納入指導により未収金発生を未然に防ぐとともに、平成17年3月に作成した「児童福祉施設入所者負担金滞納整理マニュアル」により滞納者に対する納入指導等を徹底する。

(障害福祉課)

(ク) 滞納者は3件あり、そのうち収入未済額の約8割を占める1件については、納入義務者(入所者)が死亡し、入所者の年金を管理していた父親も死亡するとともに、他の相続人も相続放棄したため、相続財産管理人の選定により相続財産を確定し、徴収可能な未収金を徴収した。(平成21年6月130,900円)

その他2件については、電話及び戸別訪問による納入指導を行っているが、滞納者の資力がなく、計画的に収入できない状況におかれているのが現状である。

引き続き滞納者に対する電話や戸別訪問による納

入指導を徹底するとともに、平成21年3月に作成した「滞納整理マニュアル」により効率的な債権管理に努める。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

(障害福祉課)

(ケ) 特別障害者手当等返還金については、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、引き続き、各振興局健康福祉部において効率的な債権管理に努める。

また、債権発生 of 未然防止のため、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を今後も継続して実施する。

(障害福祉課)

(コ) 身体障害者介助犬給付事業に係る返還金の未収金については、債権者への個別訪問等を強化し、返還金の早期回収を行えるよう努める。

(障害福祉課)

(サ) 掛金の滞納者については、平成21年3月に和歌山県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収要領を整備したところであり、滞納が発生しないよう細心の注意を払いながら、滞納者に対して毎月納入指導を行っている。

また、平成12年3月より口座振替制度を導入し、納入の推進を図っているところである。

過年度滞納者に対しては、納入に関する通知文を全滞納者に送付して債権管理を行っているところであるが、今後も引き続き個別訪問等含め納入指導を行い、未収金額の縮減に努める。

(障害福祉課)

(シ) 現在は、物品管理等事務規定で指定された様式を使用し、検印も行っている。

(障害福祉課)

(ス) 加算額1,300円については、対象職員2名とも返還済みである。

(医務課)

(セ) 平成21年度より使用許可を行い、適切な事務処理に努めている。

(健康づくり推進課)

(ソ) 国の『がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針』に定める仕様基準を満たしていない撮影装置が積載され、検診に活用していない検診車については、廃棄処分に係る事務手続を行っているところである。

(健康づくり推進課)

(タ) 同僚及び上司によるチェックを徹底することに

より、検印漏れ等が起こることのないような体制としている。

(難病・感染症対策課)

イ 検討事項

当該跡地の活用等について、平成20年度、障害関係10団体と協議を重ねたが、有効な利用方策を取りまとめるに至らなかった。教育委員会等とも協議しながら、引き続き検討を行っていく。

(障害福祉課)

5 商工観光労働部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組まれているが、平成20年度末現在における収入未済額(元金)は約81億1,560万円と、依然として多額である。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業が廃止、倒産又は休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(償還指導室)

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い適切に処理されたい。

(労働政策課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、履行期限延長承認申請書により分納計画を提出させているが、計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。

(産業振興課)

エ 消耗品の納品検査について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(観光交流課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉に取り組んだ。

また、破綻組合については、組合施設の処分は完了したため、連帯保証人への徴求に取り組んだ。

(償還指導室)

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押印し、出納室長通知に従い適切に処理している。

(労働政策課)

ウ 現在2社とも新商品の開発及びその販売に努力しているものの依然として経営状況が悪く、会社を維持するのが精一杯の状況であり、計画(分納)どおりの返済は困難な状況ではあるが、県としては返還指導並びに債権保全のため企業訪問等を行う中で、経営状況の把握及び可能な限りの債権回収に努めている。

今後、返還金の完納に向け、経営状況を注視しながらねばり強く交渉を行っていきたいと考えている。

(産業振興課)

エ 本年度より消耗品の納品検査について、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い処理している。

(観光交流課)

6 農林水産部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(食品流通課)

(イ) 過年度分の未登記処理については、登記事務促進対策事業の推進等により問題の解決に努められているが、平成20年度末で、なお、161件が未登記となっているので、引き続き同事業の推進に努められたい。

(農業農村整備課)

(ウ) 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

(エ) 農業改良資金の未収金については、債務者への償還指導の継続により、約336万円減少し、平成20年度末で約351万円となっている。

今後、引き続き分割回収計画どおりの債権回収と新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

(オ) 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成20年度の回収額は、24万7千円と厳しい状況であり、平成20年度末の未収金は、約1,647万円となっており回収がはかどっていない。

今後は、法的措置も検討し、引き続き貸付金徴

取事務委託者と連携しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

(カ) 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金については、引き続き債権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

(キ) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、今年の未収金は前年度比でほぼ半減し、過年度未収金についても前年度比14.9%縮減し、努力のあとが伺えるが、平成20年度末で約1,960万円となっている。

今後とも、償還金収納事務の委託先である漁業協同組合と連携を図りながら、計画的償還指導及び新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

(ク) 和歌山県証紙規則第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋にかけて消印をしなければならぬと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(資源管理課)

イ 検討事項

普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、当該土地の地積測量及び鑑定評価を実施し、関係機関と譲渡について協議されているが、引き続き当該土地の有効活用が図られよう努められたい。

(畜産課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 平成21年11月16日付け和監委第109号において、監査委員より注意された項目について、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、消耗品の納品検査について、納品書への受付印及び個人印の押印に漏れないように職員に周知徹底を図った。

(食品流通課)

(イ) 平成9年度から行っている社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用した「登記事務促進対策事業」を今後とも推進していくとともに、各市町村に対しても未登記物件に係わる地籍調査を早急に進めるよう働きかける等出来るだけの早期の解決を図りたいと考えている。

なお、平成19年度より3か年計画で実施していた紀の川市平野字日向谷の未登記案件については、平成21年度に70件の登記を完了した。

(農業農村整備課)

(ウ) 平成15年度より、譲与促進を図るため「県有土地改良施設用地譲与促進対策事業」を実施し、県有地の特定を行うとともに、その現況が公図と一致しな

い箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与し、土地改良財産の一元管理を図っている。

(農業農村整備課)

(エ) 引き続き、農業改良資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業組合連合会等の関係機関と連携して滞納者に償還指導を行い、分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めており、平成20年度末未償還金合計3,512千円は、平成21年12月末現在、1,080千円縮減し、2,432千円となっている。

(経営支援課)

(オ) 未償還金の回収については、和歌山県森林組合連合会をはじめ関係森林組合とも連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対して再々督促を行うとともに、直接交渉を重ねてきたが、債務者の死亡、事業不振等により早期回収が困難な状況である。

しかしながら、引き続き督促を行うとともに、直接交渉を重ね、粘り強く未収金の回収を行う。

(林業振興課)

(カ) 引き続き徴収事務を行い、適切な債権管理に努めるよう指導を行った。

(森林整備課)

(キ) 延滞者や連帯保証人に対し、引き続き文書や電話による督促を行うとともに、訪問等による償還指導を粘り強く実施している。

また、借受人の死亡、破産、行方不明等により回収が困難になった案件については、契約弁護士との法律相談等を行い、債権確保に努めている。

新たな延滞の発生防止については、約定償還日到来前から漁協を通じて、各借受者の償還見込みの把握を行うとともに、延滞の発生が予想される場合又はやむを得ず新たに延滞が発生した場合には、漁協と連携しながら、個別面談等を速やかに実施し、事後の償還計画の指導を行うなど、延滞が長期化しないよう初期の段階での迅速な対応を行っている。

(水産振興課)

(ク) 県証紙を扱う実務担当者に、和歌山県証紙規則第3条の2の内容、趣旨等を徹底させるとともに、管理者によるチェック体制を確立するものである。

(資源管理課)

イ 検討事項

関係機関との譲渡についての協議も含め、当該土

地の有効活用が図れるよう引き続き検討を行う。

(畜産課)

7 県土整備部

(1) 監査実施年月日 平成21年8月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成20年度末で11件、約1,073万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(技術調査課)

ウ 郵便切手類使用簿(旧様式)の検印欄に押印がないので適切に処理されたい。

なお、様式も現行様式に改められたい。

(技術調査課)

エ 県土整備部で管理している平成20年度末における廃道敷地の未処理件数は13件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げ及び現道復帰等有効利用計画等を検討しているところであるが、これらのほか早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

オ 土木使用料(道路)の未収金は、平成20年度末で約87万円であり、昨年度に比べ増えている。

今後とも、債務者の現況を把握の上、担当部局を指導し、適切な債権管理に努められたい。

(道路保全課)

カ 国道371号外道路調査業務における業務完了検査結果通知書及び業務成績評定結果通知書の受託者への通知を遅滞なくされたい。

(道路建設課)

キ 工事請負契約不履行に伴う違約金等は、平成20年度末で、約265万円が収入未済となっている。

引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

ク 土地使用料(河川堤塘)の未収金は、平成20年度末で約56万円が収入未済となっている。

引き続き、各振興局を指導し、未収金の削減に努められたい。

(河川課)

ケ 河川敷地の不法占用については、平成20年度末現在、なお16件あり、引き続き不法占用者に対しては、厳正に対処されたい。また、新規の不法占用をなくすため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

コ 廃川敷地の処理について、平成20年度に1件の案件を売却処分し、現在の未処理件数は9件となっている。引き続き、早期処理及び適正管理に努められたい。

(河川課)

サ 情報基盤整備工事における工事完成検査結果通知書及び工事成績評定結果通知書(様式誤り)について、未決裁で請負業者に通知することのないようされたい。

(河川課)

シ 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場を合わせた平成20年度末の収入未済額は、約2億1,800万円と多額である。

未納者に対しては、各振興局、委託先の住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ス 県営住宅家賃等損害賠償金の平成20年度末の収入未済額は、約275万円あり、引き続き回収に努めるとともに適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

セ 特定公共賃貸住宅は、4団地、33戸であるが、そのうち、入居戸数は、わずか7戸となっている。今後、県民のニーズ及びPR方法等も検討され、入居戸数を増やすよう努力されたい。

(建築住宅課)

ソ 港湾施設使用料等の未収金は、平成20年度末で約3,591万円あり、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力はされているが、引き続き未収金解消に向け努力されたい。

(港湾空港振興課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明になっている等徴収の困難なものがほとんどであるが、各債務者について引き続き再調査を行い回収に努めている。今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに、回収不可能な未収金については不納欠損処理を行い、厳正な債権管

理に努める。

(技術調査課)

イ 平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理している。

(技術調査課)

ウ 郵便切手類使用簿(旧様式)の検印欄に押印をし、適切に処理した。また、様式も現行様式に改めた。現行様式の検印欄についても、適切に処理している。

(技術調査課)

エ 廃道敷地の適正管理について、廃道敷地は山間地に多いこと、未登記の問題、公図混乱の問題又は形状等の理由など難しい問題もあるが、売払い、市町村への移管、現道復帰等の案件ごとの処理方針を定め、引き続き早期処理に努める。

(道路保全課)

オ 未収金の回収については、今後とも、電話及び戸別訪問による徴収の強化、一括納付が困難な場合の分割納付の推進等適切な債権回収に努めるとともに、新たな未収が生じないよう、担当部局(振興局建設部)を指導していく。

(道路保全課)

カ 業務終了後、速やかに業務完了検査結果通知書及び業務成績評点結果通知書の通知を行うよう、適正な業務進行管理に努める。

(道路建設課)

キ 平成20年度未収金は、違約金1件、2,551,500円と前払金利息1件、95,400円、合計2,646,900円である。契約の相手先である法人については、弁護士による私的整理手続きが行われ、回収可能な資産がほとんど無いものと思われるが、今後も引き続き可能な限り回収に努める一方で、資産調査等を行い徴収停止等の処理について検討を進めていく。

(河川課)

ク 土木使用料の平成19年度未収金は、1,367,987円であるが、振興局による滞納者への臨戸訪問等の強化及び倒産による未収金についての不納欠損処理等の結果、平成20年度末未収金は558,698円となっている。

また、平成21年度に265,066円の収納があり、12月末日現在の未収金は293,632円となっている。未収金については、引き続き滞納者への訪問を強化し、納入を督促して早期納付に努める。

(河川課)

ケ 河川敷地の不法占用案件16件については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、度重なる指導、河川敷地の払下げの検討を行う等の具体的な対応を実施しているところである。河川敷地における不法占用は、長期にわたる案件が多く、その形態も

様々であることから、その処理に苦慮しているところであるが、現在、河川敷地の払下げを行う、占用許可で対応する、退去を求める等の具体的な対応を検討しているところです。引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努める。また、今後の新たな不法占用を防止するため、「河川パトロール実施要領」に基づき、河川監視体制の更なる強化を図っていく。

(河川課)

コ 廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが、「公図と現況が一致しておらず公図訂正が必要」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意がえられない」等の理由で、解決に時間を要しているところである。平成19年度末の未処理件数は10件であるが、うち1件は平成20年8月8日付けで売買契約が完了し、未処理件数は9件となっている。今後とも、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。

(河川課)

サ 今回の処理については、「和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領」の確認ミスから生じたものである。今後は、チェック体制を強化して、このようなことが起きないように努める。

(河川課)

シ 県営住宅家賃等の未収金については、各振興局、住宅供給公社及び委託管理人と連携し、夜間訪問等による督促及び徴収を繰り返すことで縮減に努めている。経済情勢の悪化により未収金回収の困難さが増しているが、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、一層、適正な債権管理に努める。

(建築住宅課)

ス 県営住宅家賃等損害賠償金の未収金については、適正な債権管理に努めるとともに、回収不能な案件については不納欠損処分を検討していく。

(建築住宅課)

セ 特定公共賃貸住宅については、平成20年4月から近隣民間賃貸住宅の家賃に見合うよう入居者負担基準額引き下げの見直しを行うとともに、県民の友、県ホームページ及び団地前に設置した看板による広報に加え、地域情報紙においても家賃引き下げと入居者募集のPR公告を実施した。今後も更に広報に努めるとともに、国と協議しながら県営住宅への用途変更も含めて検討していく。

(建築住宅課)

ソ 港湾施設使用料等の未収金については、平成21年7月「港湾等使用料等の未収対策マニュアル」を作成し、和歌山下津港湾事務所及び各振興局建設部に通知するとともに、各案件ごとの未収金の実態についてヒアリングを実施する等未収金対策の徹底を図っている。

また、平成20年度末の未収金3,591万円については、再三の納付督促等により、今年度に入り約385万円が納付され、11月末現在で約3,206万円となっている。このうち、約8割に当たる2,620万円が訴訟に係る案件である。引き続き、関係機関と連携して未納の未然防止及び督促等による債権回収に努める。

(港湾空港振興課)

8 県議会

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件、2,204円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(県議会事務局)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

超過勤務手当2,204円の特例計算報告書を人事課に提出、その後人事課から納付書が本人に届き(9/24)、同日中に本人納付済みである。

(県議会事務局)

9 教育委員会

(1) 監査実施年月日 平成21年8月24日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 進学奨学金等の未償還金については、平成20年度末で約6億7,189万円で、また、修学奨励金の未償還金については、約889万円となっており、今後も一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い未償還金の減少に努められたい。

(生涯学習課)

(イ) 研修会の開催に際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(生涯学習課)

イ 検討事項

有田川町清水1672-3の教職員住宅(1戸)、上富田町岩田1787番8の教職員住宅(4戸)及び田辺市学園28-15の教職員住宅(2戸)については、長期間入居者が無く未利用である。

また、老朽化しているため、教職員住宅としての用

途、目的が達せられないので、撤去し、土地の有効活用を図るよう検討されたい。

(福利課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

(ア) 進学奨学金等については、返還に対する理解及び早期返還を促すため、関係市町、隣保館等の協力を得て、県内地域単位で返還に関する個別相談会を計画的に開催するとともに、夜間及び休日を含めた家庭訪問を実施し、未納者の現状等により分割納付の方法を採る等の計画的な返還、返還免除等についての指導をきめ細かく行っている。

また、未納者に対して督促状及び催告状を定期的に送付するとともに、関係市町に貸与台帳等を配付し、返還の相談等に対応できるようにしている。

修学奨励金については、未納者に対して督促状を定期的に送付するとともに、夜間を含めた電話や家庭訪問による償還指導を行っている。

また、新規に返還を開始して未納となった者には、継続して未納とならないよう早期の償還指導を行い、新規未償還金の発生防止に努めている。

(生涯学習課)

(イ) 支出時点での確認を再度徹底し、適正な事務処理に努めている。

(生涯学習課)

イ 検討事項

現在、教職員住宅及び職員住宅(知事部局及び警察)については住宅としての安全性を確認するため、総合的に耐震診断を実施しているところです。

その結果を踏まえ、まず教職員住宅全体の適正配置を考えた上で、御指摘のあった住宅も含め、用途廃止及び土地建物の有効活用等について検討していく。

(福利課)

10 公安委員会

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 放置違反金の平成20年度決算における収入未収金は、約4,249万円であり、前年度に比べて約377万円増加している。

今後も、未納者の現状把握に努めるなど、未収金の徴収に向けた取り組みを積極的に行われたい。

(警察本部)

イ 普通扶助料返還金の未収金について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(警察本部)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 放置違反金関係

(ア) 催告業務の強化

催告業務専用の軽四輪乗用車を新規に導入し、訪問催告回数を倍増させて、訪問催告を強化した結果、収納額も増加している。

また、休日や夜間における訪問催告を継続実施している。

(イ) 適正な債権管理

債権消滅時効管理及び不納欠損処理への対応等その債権管理の適正化を図るために現駐車違反管理システムを改修するための予算要求措置を行った。

(警察本部)

イ 普通扶助料関係

これまで債務者に対し、納付するよう督促を行ってきており、少額ずつではあるが、返納を受けている。

今後も、毎月の自宅への納付書送付、電話及び訪問による督促を行う等粘り強く返還交渉を行い、未収金の早期徴収に努めていく。

(警察本部)

和歌山県監査公表第7号

平成21年9月3日付け監査報告第8号、同年11月9日付け監査報告第11号、同月9日付け監査報告第12号及び同年12月10日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 須 川 倍 行

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 和歌山県消防学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

ア 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件、3,954円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

イ 民間事業者に調理施設を使用させているので、行政財産の使用許可等の適正な手続をとられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 平成21年6月12日に3,954円を返還した。

イ 厨房施設の行政財産使用許可については、当校、県及び各市町村消防本部で構成する和歌山県消防教育訓

練協議会（平成22年4月1日設立予定）において使用許可の手続をとる。

2 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

ア 重要物品の中で現在使用されていないものがあったので、廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

イ 建築工学科は定員20人に対して平成21年4月1日現在9人の在籍であり、今後の再編に向け検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 現在使用していない重要物品については、平成22年2月19日に用途廃止を行った。

なお、廃棄処分は年度内に行う。

イ 定員の見直しについては、概ね5年に1度和歌山県職業能力開発審議会において、和歌山県職業能力開発計画の見直しが審議され、実施しているところであるが、次回の見直しは、平成23年度に行われる予定であり、その計画の中で、建築工学科の定員の見直しについても検討課題として取り上げるよう事務局である労働政策課と協議していく。

3 和歌山県立向陽高等学校・中学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当2件、4,448円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

超過勤務手当の過誤払い分4,448円については、平成21年5月22日に全額返還した。

4 和歌山県立紀北支援学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

備品台帳に登録されているコンピューター47台のうち、8台が使用されていない状態であり、使用不能なものについては、廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

8台について使用不能であることを確認し、物品不用調書により廃棄処分の事務処理を行った。

5 和歌山県和歌山西警察署

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

重要物品である水上バイクが良好な状態で保管されていないので、今後、適切な管理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

水上バイクについては、直ちに修理を行い、良好な状態で水上警備派出所において管理している。

なお、修理後は、水上バイクを活用した海上活動により船舶職員法違反事件等3件を検挙した。

6 和歌山県立和歌山北高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

備品台帳に登録されているパソコン43台のうち、5台が使用されていない状態であり、使用不能なものは廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

使用不能なパソコンは廃棄処分した。

7 和歌山県立星林高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

備品台帳に登録されているパソコン79台のうち4台、生物の顕微鏡90台のうち40台が使用されていない状態であり、使用不能なものについては廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

使用されていない状態であった古い形式のパソコン4台及び同じく使用されていない状態の生物の顕微鏡40台のうち38台については、使用不能のため、廃棄処分手続をした。

8 和歌山県立和歌山ろう学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

納入期限内に納入されなかった物品について、納入期限内に納入されたように取り繕った事務処理が1件あったので、今後、このようなことのないよう適切な事務処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

納品期日が遅れ業者が契約上の義務を履行しない場合は、納期変更願（申出書）を提出させ、業者のやむを得ない理由や再発防止策が記載されていると判断される時は、集中調達機関とも協議し対応していくものとした。

9 和歌山県立和歌山西高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

授業料の過年度未収金については、平成19年度末の未納者13名、未納額728,100円から、平成21年5月19日の調査時点で、未納者は9名（8名減、4名増）に減少し、未納額は654,900円（284,400円減、211,200円増）に減少している。

今後も、滞納者との交渉、滞納者の現況を把握するなど債権管理に努め、未納額の縮減に一層努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

過年度未納金については、該当生徒（保護者）に毎月

催告状を送付している。

なお、調書提出後に11件、359,400円を収納した。

10 和歌山県立大成高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

領収証書帳の受払いの状況については、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」の規定に基づき登記しなければならないが登記漏れがあるので、適切な事務処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

速やかに登記漏れ事項の登記記載を行い、当該領収証書帳受払簿に関連規定の写しを明示し、再発防止を行ったところである。

11 和歌山県立青陵高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

土・日曜日勤務について、代休措置をせず、超過勤務手当を支給していたので、今後は必ず週休日の振替をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

土・日曜日勤務について、代休措置をし、必ず週休日の振替を行っている。

12 和歌山県立陵雲高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

土・日曜日勤務について、代休措置をせず、超過勤務手当を支給していたので、今後は必ず週休日の振替をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

土・日曜日勤務について、代休措置をし、必ず週休日の振替を行っている。

13 和歌山県立和歌山盲学校

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

重要物品について、次の不適切な事例があったので、今後、物品管理を適切にされたい。

ア 廃棄の手続をせずに廃棄されていたもの（3件）

イ 使用不能なものや使用されていないもので廃棄等の手続をしていないもの（4件）

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

廃棄の手続をせずに廃棄されていたもの（3件）及び使用不能なものや使用されていないもので廃棄等の手続をしていないもの（4件）について、廃棄等の手続を行った。

14 和歌山県和歌山北警察署

(1) 監査実施年月日 平成21年7月28日

(2) 監査の結果

行政財産である元孝子検問所敷地（和歌山市中宇和佐田453-1（89.25㎡）、昭和58年2月に廃止。）について、用途の変更及び境界の確定を早期に講じるとともに、必要性等の検討を加えられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

当該敷地については、境界が確定しておらず、また、付近公図も混乱していることから、和歌山市が行う地籍調査を待っている状態であったが、同地周辺の土地を鉄道敷として所有している鉄道事業者から新駅の建設等のため区画整理を進めたいと申し入れがあったことから、同社の区画整理が完成した時点で境界を確定することにしている。

また、用途の変更については、境界確定後、早期に同敷地の利活用又は処分方針を決定し、未利用地の解消に努めていきたい。

15 海草振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

模擬銃が、社団法人和歌山県猟友会の事務所で保管されているので、地域振興部で保管するか、特別の理由があり同会事務所で保管する場合は、適正な事務処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

模擬銃の保管については、地域振興部で保管するように改めた。

16 海草振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約688万円となっており、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金についても、連帯借主や連帯保証人に対し、償還を求めするなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 領収証書を書き損じた場合には、「書損」の旨を記載し、領収証書から切り離すことなく、そのまま保存されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時には、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも説明を行い、貸付の趣旨の徹底を図った。

また、過年度貸付金の未償還金については、滞納者の実情や態様に応じて、電話、文書及び訪問による催告を組み合わせ、継続的に償還指導を行い、それでも納付しない場合は、連帯借主及び連帯保証人に納付指

導を行った。

なお、その結果平成21年12月末現在の未償還金は664万円で、平成20年度末に比べ24万円減少した。

イ 領収証書の取扱いについては、部内の収納員に十分指導を行い、書き損じが生じた場合には、「書損」の旨を記載し保管することを徹底した。

17 海草振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

不動産登記等業務委託契約に基づく調査・測量業務において、地域区分及び難易度による加減率が適正に適用されていない箇所が見受けられたので、今後履行確認の検査を徹底されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

不動産登記等業務委託における加減率の適用がある項目については、加減率表中の加減率を適正に使用して業務を行うようにした。また、履行確認の検査においても、加減率のチェックを徹底するようにした。

18 和歌山県動物愛護センター

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

ア 施設清掃、動物管理及び植栽管理業務の委託については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、平成12年度から継続して、特定の者と随意契約しているが、業務内容から判断すると、随意契約は適切ではないので改められたい。

イ 展示物保守点検管理業務の委託については、費用対効果の観点からその点検仕様書を見直しされたい。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定の者と随意契約しているが、点検内容から判断すると、他の契約も妥当と思われるので、検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 施設清掃、動物管理及び植栽管理業務の委託については、平成22年度契約においては一般競争入札を実施することとし、入札執行に向けた事務手続を進めている。

イ 展示物保守点検管理業務の委託については、年2回と年1回に点検項目を分類し、屋外家屋の点検を新たに追加する等の費用対効果を踏まえた仕様書の見直しを行った。

また、契約方法についても、条件付き一般競争入札を実施した。

19 和歌山県立図書館

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

ア 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当3件、5,503円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

イ 書籍(備品)の汚損・破損、所在不明等の理由で除籍が多いので、今後、適切に管理されたい。また、弁償の措置も引き続きとられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 超過勤務手当の過誤払い分については、平成21年8月11日に全て返還済みである。

イ 書籍(備品)は、県民の財産であるため今後も適切に管理し、弁償の措置も引き続き実施していく予定である。

20 和歌山県住宅供給公社

(1) 監査実施年月日 平成21年7月29日

(2) 監査の結果

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

イ 平成20年度における宅地分譲等の販売実績は、岸宮サニータウン等の7区画の土地の販売をしているが、引き続き、残りの土地区画の販売に努められたい。

ウ 県営住宅使用料の平成20年末の収入未済額は、約1億4,080万円あり、前年度に比し、約1,543万円減少しているが、県営住宅の管理受託者として、引き続き、県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において地元自治会との協議を積極的に行うよう指導している。今後も早期に移管できるように引き続き指導していく。

イ 分譲宅地の販売促進については、早期完売に努めるよう指導した結果、紹介制度の活用、新聞折込チラシ等の広告宣伝等を積極的に行うことにより一部区画を販売することができた。残りの区画についても早期完売に努めるよう引き続き指導していく。

ウ 県営住宅使用料の未収金の縮減については、県営住宅管理担当者会議並びに県住宅供給公社、県建築住宅課及び県営住宅委託管理人による打合せ会議等を定期的に開催し、組織として滞納者対策を行うよう指導した結果、過年度未収金に係る平成22年1月末時点の収納率は、前年同期比を上回ることができた。今後も一層の適正な債権管理に努めるとともに、新たな未納者に対しては、早期に納付指導に取り組むよう引き続き指導していく。

21 和歌山県土地開発公社

(1) 監査実施年月日 平成21年8月24日

(2) 監査の結果

ア 路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、今後とも早期移管に向け引き続き努力されたい。

イ 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、平成20年度に住宅の分譲地として、紀泉台(4件)、蜂伏(5件)が売却されており努力されているが、依然として残っている土地が存在しており、今後ともその売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、従来から地元地方公共団体と継続的に協議を行っており、そのうち長山団地の調整池については、平成21年12月に紀の川市に移管した。

その他の施設についても、早期移管に向けて協議を続けており、各地方公共団体の基準に適合し次第、順次移管を行う。

イ 紀泉台、蜂伏等の各住宅団地の分譲については、広報活動の強化及び価格の改定を行い、平成21年度の1月末現在で紀泉台2件、蜂伏2件を売却した。

また、古座上野山及び打田第2については、平成21年11月からインターネットオークションを活用する等の早期処分に向けて新たな取組を進めている。紀泉台西部土地については、平成22年2月に一部の一般競争入札を実施するなど、今後も活用の方途について検討を行う。

22 社団法人わかやま森林と緑の公社

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成20年度末の借入金残高は、約146億6000万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間であるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方、近年木材価格は、下落傾向にあり、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後とも、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更(50年~80年への契約変更)、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴団体が策定した「分取林経営改善計画」を確実に実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

社団法人わかやま森林と緑の公社において、施業単

価の見直し及び間伐事業の重点実施による投資経費の縮減並びに管理費及び人件費を中心とした経費の節約に努め、経営の効率化を高めている。また、伐採収入の増加を図るため作業道の整備等伐採搬出コストの削減に努めるとともに、長伐期施業のための契約変更を推進する等の「分収林経営改善計画」を実行し、経営の健全化に努めている。

23 和歌山県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成21年8月25日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、体制の整備を図り滞納整理に努力されているところであり、収入率は前年同様97%だったが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、一部税目の所管替えもあり、平成20年度末における収入未済額は16億6707万円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

事務所の基本方針に基づき次のような取組を行った。

ア 徴収目標の設定と進行管理

今年度目標徴収率と収入未済額圧縮率に基づいた数値による徴収計画を策定し、目標数値と実績数値を見比べながらの進行管理を実施した。

イ 課税部門との連携による滞納整理への早期着手

住所移動情報の事前把握による納税通知書の返戻の縮減、返戻分の迅速調査による早期再発付、高額課税情報等の提供等の課税部門から徴収確保に向けた協力を得ることにより、早期に滞納整理に着手するように努めた。

ウ 大量に発生する滞納案件の早期対応の実施

一時に大量の滞納件数が発生する現年自動車税については、緊急雇用制度を活用し増員した納税促進員により、連続した納税勧奨及び滞納者調査を行わせた。これにより早期の案件分類が進み自動車税の現年分の差押えも昨年より早い時期から開始でき、2月には予定どおり電話加入権の公売を行うことができた。結果1月末時点の自動車税の現滞合計の徴収率は、対前年比0.9%アップとなっている。

エ 個人住民税の包括的な徴収対策の実施

個人県民税の未収金については、市町から個人住民税の徴収引継を受けて、県が直接徴収を実施する地方法第48条による直接徴収はその件数を減らし、代わりに、県職員を市町へ派遣し、個人住民税を含む税市町

全ての税について滞納整理の進行管理を協議し、その促進を図った。

また、2市1町と定期的（3か月毎）に徴収強化に関する協議を行い、初めて現年度の滞納分について共同催告を行うことを決め、現年度の徴収強化を進めている。1月末において、現年度及び過年度は徴収率を上げ、個人県民税全体の収入未済額の増加にストップをかけられる見込みである。

24 那賀振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年9月30日

(2) 監査の結果

過年度分の未登記（平成20年度末現在116筆）処理については、「登記事務促進対策事業」の推進等により問題の解決に努められており、平成21年度中に70筆の未登記が解消する見込みであると同っているが、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努めるとともに、紀の川市及び岩出市が実施する地籍調査の機会を活用するなどの手法を駆使し、未登記処理の促進に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

過年度分の未登記処理については、平成21年12月に、紀の川市平野字日向谷地内における70筆の未登記を解消することができた。

残り46筆についても、公図混乱、相続関係等の複雑な要因により遅れているが、登記事務促進対策事業並びに紀の川市及び岩出市が実施する地籍調査事業と連携を図りながら未登記処理を実施して参りたい。

25 那賀振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年9月30日

(2) 監査の結果

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約779万円となっており、前年度末に比し、約236万円減少している。

今後、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約529万円となっており、前年度末に比し、約2万円減少している。

今後、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成20年度末で約89万円となっており、前年度末に比し、約33万円減少している。

今後、過年度分の未収金について未納者の現状

を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約33万円となっており、前年度末と同額である。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 講演会の開催に際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので、適切な措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、現年度分は、遅延段階で督促状の発送後、電話連絡、文書通知、夜間訪問等の償還指導を行い、徴収を実施している。過年度分については、債務者と面談を行い、生活状況等を十分把握しながら償還指導を実施している。

また、貸付に際しては、調査の徹底を図り、借主、連帯借主及び連帯保証人が同席の上、貸付の趣旨及び連帯債務について十分説明し、確約を得てから貸し付けしている。

その結果、平成22年1月末現在の過年度分の未償還金は6,920,245円となり、平成20年度末に比べて866,452円減少している。

イ 生活保護費返還金の未収金については、生活保護を受けながら返還を行っている者は、紀の川市及び岩出市の協力を得て、月々の保護費から分納してもらっている。

一方で保護廃止になっている場合は、電話連絡及び文書通知に加えて夜間訪問を積極的に実施して未納者と面談を行い、生活状況等を把握して償還指導を行っている。

その結果、平成22年1月末現在の過年度分未収金残高は5,082,837円となり、平成20年度末に比べ207,000円減少している。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、本人及び相続人との連絡、訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。

その結果、平成22年1月末現在の未収金は812,960円となり、平成20年度末に比し、77,000円減少した。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡・訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。

その結果、平成22年1月末現在の未収金は322,600円となり、平成20年度末に比し、4,000円減少した。

オ 外部講師に支給した旅費のうち過支給分については、

返還措置を講じた。

26 那賀振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年9月30日

(2) 監査の結果

土木使用料(県営住宅)過年度収入未済額483,300円について、引き続き債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

本件滞納者については、平成12年4月19日の県営住宅明渡執行後、行方不明となったため、現在に至るまで定期的に住民票の確認を行ってきたが、平成21年12月時点での住所は、県営住宅の所在地のままである。

今後も、定期的に住民票を確認し、所在が判明し次第、債権確保に努めたい。

27 紀北県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成21年9月30日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、体制の整備を図り、滞納整理に努力されているところであるが、収入率は93.9%(0.9ポイント減)だった。税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに一部税目の所管替えもあり、平成20年度末における収入未済額は5億6369万137円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

徴収目標として次の2項目を掲げ、収入確保のための対策を講じている。

ア 個人県民税の収入未済額を平成20年度の実績以下に抑える。

イ 収入未済額を15%削減する。(個人県民税を除く。)

[主な対策]

(ア) 個人住民税の徴収対策

地方税法第48条に基づく直接徴収、共同催告等を実施するとともに、管内市町との税務担当課長会議及び徴収等担当者会議を定期的に開催し、市町との連携の強化を図っている。また、管内市町に対し、緊急雇用創出事業等による非常勤職員の活用を働きかけている。

(イ) 組織的な進行管理

年間計画を策定し、計画の進捗状況の把握、追加対策等の立案のため、毎月、紀北地域徴収対策本部会議と徴収担当者会議を開催し、組織的な進

行管理を行っている。

(ウ) 滞納整理の強化と促進

債権を中心とした財産の調査の徹底及び滞納処分の強化、自動車及び不動産等の差押え財産の公売の促進、タイヤロック等への取組みを行うとともに、滞納処分の執行停止を行い、滞納事案の整理を進めている。

(エ) 現年度課税分への対応

翌年度の滞納繰越額を削減するため、現年課税分について早期に財産調査に着手し、滞納処分につなげる。件数の多い自動車税については、9月から納税推進員による電話及び文書催告を実施し、件数の削減を図っている。

28 和歌山県立仙浜学園

(1) 監査実施年月日 平成21年9月30日

(2) 監査の結果

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えて48時間であるにもかかわらず、25/100の手当が4時間分しか支給されていない事例があったので、適切な事務処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

平成21年9月に残りの4時間分の支払事務を完了済である。

29 伊都振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月29日

(2) 監査の結果

過年度分の未登記が平成20年度末現在、8筆残っているので、引き続き早期処理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

過年度分の登記事務処理については、従来から最重要課題として位置づけ、現在まで解消に向けて積極的に取り組んできた。

平成20年度末時点での未登記筆数は8筆となっていたが、平成21年9月の予備監査以降に5件の処理が完了し、現在において残り3件となっている。

30 伊都振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月29日

(2) 監査の結果

ア 母子寡婦福祉資金の償還金については、平成20年度末で約816万円の未収となっており、前年度末と比べて約66万円増加している。昨今の経済状況の悪化から返済困難者が増加しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底し、過年度分の未償還金については、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、2件2名で約

265万円であるが、不納欠損処理も含め適切な債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 新規未償還金の発生を防止するために、貸付申請時の審査の徹底並びに申請者、連帯借主及び連帯保証人の同席面接を基本とした連帯責務の周知徹底並びに無理のない貸付金額の指導を実施した。

また、滞納者について母子寡婦世帯の実情を考慮しながら、早朝からの電話及び訪問による督促のほか、振興局での面談を実施し、償還計画の立て直し等の相談に応じているが、更に徹底するよう努めた。

組織的な債権管理として部内対策会議を開催し、12月には償還強化月間を設け、二人一組体制で連帯借主及び連帯保証人を訪問し、集中的に償還指導に取り組んだ結果、平成21年12月末の償還率は55.2%で平成20年12月末より0.3%上昇した。

イ 1件1名の約253万円については、債務者死亡により平成21年度不納欠損処分予定である。

1件1名の12万円については、債務者と面談又は電話にて償還指導を行ってきた結果、平成22年1月30日から毎月末に1万円を返還するとのことで、履行延期返還計画の提出があり、現在、返還中である。

31 伊都振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月29日

(2) 監査の結果

ア 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成20年度末で約330万6千円となっており、前年度に比し、約27万5千円増加している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 行政財産である旧高野山管理事務所については、平成19年4月から未利用になっているので、防犯上の安全管理に努めるとともに、今後、撤去等も検討されたい。

ウ 道路凍結防止剤について、一部保管場所において、十分に在庫が把握されてなかったため、受払帳簿の記載を徹底するなど適切な在庫管理を行われたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に沿って、電話督促、夜間徴収、保証人との接触及び交渉等のあらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るため取り組んでいる。

なお、平成22年1月末現在の収入未済は10名、約231万9千円となり、98万7千円の回収済みとなっている。

イ 撤去については、公共建築課の発注(条件付き一般競争入札)により平成22年2月4日、工事業者が決定したところである。(工期:平成22年3月26日ま

で)

撤去後の管理については、跡地利用を希望している九度山町と協議の上、適切に対応していく。

ウ 凍結防止剤の受払いが即時に行われる場合においても、委託業者にも作業班ごとの受払いを把握するための管理簿を作成させ、使用状況等と併せて県に報告させることにより適切な在庫管理を行っている。

32 有田振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月30日

(2) 監査の結果

適正な旅行命令の変更手続によらない旅行があったので、今後は、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)及び同条例施行規則等の規定を厳に遵守されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

部内全職員に該当事例及び適正な旅行命令の変更方法を周知し、再発防止を図った。

33 有田振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月30日

(2) 監査の結果

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約274万円となっており、前年度末に比し、約28万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約1,139万円となっており、前年度末に比し、約15万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成20年度末で約136万円となっており、前年度末に比し、約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 納品書の添付漏れがあったので、適正に処理された。

オ 重要物品について、廃棄の手続をせずに廃棄されたものがあったので、今後、物品管理を適切に行われた。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者についての実態を把握し、個別訪問及び夜間訪問等を行い、母子寡婦世帯の実状を考慮しつつ償還活動に取り組んでいるところである。滞納については早期対応が重要なため、督促状を送送してもなお未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらい償還を促しているところである。

また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付に際しては厳正な審査を行い、連帯借主及び連帯保証人の同席の上面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯義務についても確認を行っており、新しく償還開始の時期が来た借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書及び電話で指導しているところである。

イ 過年度分の未収金について、現状把握するため全滞納者の状況をヒアリングした。

併せて債権管理の円滑化を図るため、訪問記録を個別編纂方式とし、部長まで供覧することとした。

過年度調定分について、監査結果通知後12月始めから2月末までの3か月訪問徴収に努めた結果、未納者のうち8人から15件、72,000円の収納があった。また、4人から自主納付が成され、6件、82,107円の収納があった。残りについては、電話、訪問等により納付指導を行っているところである。

また、新規返還金の発生防止のため、被保護者の資産状況や収入状況の把握に努めている。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金該当者は3名で、うち1名が死亡したため、相続人に対して償還後残額の未収金の返還について、家庭訪問を行うなど償還指導を実施している。他の2名については、月々応分の金額を返還しており、滞り際には本人に対して返済を促している。

また、関係町との連携を密にし、受給者に係る異動状況等について確認することにより返還金発生未然防止に努めている。

エ 納品業者に対して納品書の提出を促すとともに、すべての物品調達伺書に納品書を添付しているかを確認することにより、適正な事務処理に努めている。

オ 生活保護業務で使用していたコンピュータシステム2台について、当システムを県内振興局全体で管理している福祉保健総務課に問い合わせ、処分済みであることを確認した上、一件の顛末書とともに、総務事務集中課あて重要物品の処分の手続を行った。

34 有田振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年10月30日

(2) 監査の結果

ア 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成20年度末で約763万円となっており、前年度に比し、約20万円増加している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舎(1棟3戸)等が、国道424号の道路区域内(車の通行には、支障ない。)に建てられており、早期解決に向け、引き続き努力されたい。

ウ 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限は、税外収入徴収規則により定められている7月31日とされたい。また、収入の時期が遅延しているものに対して適切に督促をされたい。

エ 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が4件12,187円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

オ 業務完了検査結果通知書及び業務成績評定結果通知書について受託者への通知を遅滞なくされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 土木使用料(公営住宅)の未収金について、高額滞納者については、法的措置を行っている。また、それに満たない者については、本人及び連帯保証人に対し、電話及び文書により出頭を要請し、滞納家賃支払いの誓約をとった上、個別訪問する等の滞納整理体制の強化を行ったところである。

イ 湯浅警察署職員宿舎については、現状において、2戸入居(1棟3戸中)しており、今後も入居の増加が見込まれることから、廃止することは困難な状況と考えられるため、所管替えすることを目標に協議を進めている。

その他の物件についても、有田川町外へ払下げの方向で検討中であるが、一部隣接地権者との調整(境界確定)が難航しているため、引き続き交渉が必要な状況である。

ウ 平成22年度からは計画的な事務処理により、税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)第9条に定められている納期限(7月31日)を遵守し、また、納期限に納付のなかったものに対しては、納期限後20日以内に督促状を送付するように改善する。

エ 10月下旬に対象者4名に納付書を送付した。

オ 業務完了後、遅滞なく受託者へ通知するよう部内周知した。

35 紀中県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成21年10月30日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、体制の整備を図り、滞納整理に努力されているところであるが、収入率は95.1%

(1.4ポイント減)だった。一部税目の所管替えもあるが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、平成20年度末における収入未済額は3億397万9139円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 地域県税徴収対策本部の設置

平成21年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、事務所全体の徴収目標及び職員個人の行動目標を設定した徴収対策を策定して、県税収入の確保に向けて強力な滞納整理を行っているところである。

イ 個人県民税徴収対策

地域の実情に合わせた徴収対策を実施するため各市町と緊密な連携を図りながら、地方税法第48条に基づく直接徴収に既に着手するとともに、適正な債権管理手法についての助言や共同催告をはじめとする技術的な支援等も行っているところである。

36 和歌山県湯浅警察署

(1) 監査実施年月日 平成21年10月30日

(2) 監査の結果

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者と協議するなど努力されているが、早期解決に向け、引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

吉原職員宿舎の用地については、警察用行政財産とするため、道路管理者において土地測量、境界確定等を推進しているところである。

引き続き道路管理者と協力の上、現状の是正に向け努力していくものである。